

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和4年10月18日（火）10:48～11:15
- 2 場所 永田町合同庁舎1階108会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 中川 雅之 日本大学経済学部教授
- 座長代理 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士
- 委員 阿曾沼 元博 順天堂大学客員教授
医療法人社団混志会 社員・理事
- 委員 安藤 至大 日本大学経済学部教授
- 委員 堀 天子 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
- 委員 本間 正義 アジア成長研究所特別教授
東京大学名誉教授

<関係省庁>

- 木村 公一 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ統括官付参事官

<事務局>

- 山根 英一郎 内閣府地方創生推進事務局次長
- 三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 菅原 晋也 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 マイナンバーの利用範囲等の拡大の検討
- 3 閉会

○菅原参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始します。

本日の議題は、「マイナンバーの利用範囲等の拡大の検討」ということで、デジタル庁にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、デジタル庁、事務局から御提出いただいております。公開予定です。本日の議事についても、公開予定です。

本日の進め方ですが、まず、デジタル庁から10分程度で御説明いただき、その後、委員

による質疑応答に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

それでは、「マイナンバーの利用範囲等の拡大の検討」につきまして、国家戦略特区ワーキンググループを開始したいと思います。

それでは、早速、デジタル庁から御説明をお願いします。

○木村参事官 デジタル庁の木村です。今日はよろしくをお願いいたします。

早速、資料の説明に入らせていただきます。

まず、3ページにつきましては、令和4年6月に閣議決定された『デジタル社会の実現に向けた重点計画』を載せており、ほぼ同じ内容が令和3年12月にも閣議決定されております。赤字箇所につきましては、マイナンバーの利用や情報連携については、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらおうこと」を第一に考えるべきであるということを書いております。国家戦略特区において御提案いただいた7自治体の御提案を、令和4年2月から3月にかけて地方創生推進事務局同席の下、お話を聞かせていただき、どういったユースケースが考えられるかを検討させていただいた上で、3月には、デジタル庁で行っているマイナンバーワーキンググループで紹介させていただいております。そして、次期通常国会でマイナンバー法の改正を含めて必要な法案の提出を検討しているところでございます。

したがって、これから御説明することは、まだ実現したということではなく、できたらこういうことをやりたいなと検討している内容になります。

次に、先ほどもセキュリティの確保や個人情報保護の確保を申し上げましたが、出発点として、住基ネット訴訟最高裁判決というものがございます。御存じかもしれませんが、平成20年に合憲判決が出ており、判決の要素として、aからfまでありますが、例えば、法令等の根拠に基づいて、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること等に基づいて、マイナンバー制度の設計がなされています。なお、マイナンバー制度については八つの地裁で訴訟が提起されており、現在、四つの高裁及び三つの最高裁で争っている状況でございます。

5ページにつきましては、「行政機関間の情報連携の更なる推進」でございますが、右下の「制度を拡大しうる事務」において自動車登録、在留する外国人に関する手続又は国家資格等における手続といくつか例示をさせていただいております。従来は、税、災害対策、社会保障の3分野に事実上利用されてきたわけですが、それに限らず、3分野以外においても使っていこうということを提案してございます。

例えば、7ページにおいて、在留外国人に関する手続がございます。これまで在留資格を持っている外国人が、在留期間の更新や資格の変更をオンラインで行う場合は、行政機関から書類をもらい、それをアップロードして提出しておりました。それを、マイナンバーを利用することで入管庁と行政機関で必要な書類、例えば、課税証明書等を情報連携す

ることができれば、申請者、場合によっては申請者の取次ぎを行う企業の負担が減ることになりますし、入管庁サイドとしても正確な情報が確実に入手できるということになります。

なお、今まで御説明したのは国の情報連携の話でございましたが、地方自治体目線のお話を9ページに書いております。昨年、番号法9条2項の「3分野に類する」という解釈について御議論があったと思いますが、3分野以外についてもマイナンバーの利用を拡大していくことになれば、当該規定を削除することができ、自治体の独自利用事務の利用範囲が拡大できると思っております。

さらに検討を進めているのが、9ページにおける「情報連携を実施することが困難な事例」でございます。地方自治体において条例を定めて独自利用事務として実施することができたとしても、他の自治体と情報連携することが困難なことが予想されるのではないかとということで検討しているものでございます。例えば、秋田市の場合、結婚に伴い新しく秋田市に新居を定める場合、新郎新婦のどちらかが秋田市外から来られる場合が結構あると思いますが、その方の所得情報を取ってくる場合には、元いた自治体に確認する必要がありますが、その情報連携が今までできていないというところでございます。情報連携が可能な場合は個人情報保護委員会規則で定めているところもございまして、個人情報保護委員会規則で対応できないかも含めて個人情報保護委員会と調整をしたいと思っております。

それを、10ページの下ボックスの2ポツ目に自治体が柔軟に情報連携をできないかを書いておりますが、それについて検討していきたいということでございます。

12ページにつきましては、国家戦略特区の提案としてつくば市、吉備中央町、加賀市の事例を書いておりますが、先ほども申し上げたように、来年の法改正で9条2項について3分野限定にしないということができれば、条例を制定することによって自治体の独自利用事務が可能になりますので、自治体の内部部局、自治体内の他の機関、知事部局から教育委員会へも情報連携が可能になります。また、自治体の事務を外部委託することによって、大学、その他研究機関でもマイナンバーが利用可能となる余地はあると思っております。それから、医療保険情報取得APIというものを利用できれば、本人同意により官民の機関の情報連携が可能になると思われます。

加賀市以外の提案についても概ね同様ですが、加賀市については、先ほど申し上げた個人情報保護委員会との調整によって、9条2項に基づく条例を制定した事務について、より柔軟に情報連携ができないか検討を進めているところでございます。

以上がデジタル庁からの説明でございます。よろしくお願いたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方から御意見、御質問をお願いします。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 御説明ありがとうございます。また、積極的に取組を進めていただいて

おりましてありがとうございます。

今回、特区のほうでもこういった提案が出てきて、それを踏まえて御検討いただけているということは非常にありがたいと思っております。ユースケースとして、3分野以外のマイナンバーの活用について、説明資料以外のものでも例として御認識されているものがあれば御紹介いただきたいなと思います。また、法令の準備状況について教えていただけないかという二点について、お願いします。

○木村参事官 1点目のマイナンバーの利用を3分野以外に拡大する他のユースケースでございますが、例えば、国家資格等のデジタル化というものがございます。3分野の32資格については既に法的な措置がなされており、現在システム整備を進めております。それによって情報連携をできるようにするというところでございますが、来年の通常国会においては、3分野に限らないほかの国家資格等についても対応しようと考えております。例えば、行政書士や小型船舶操縦免許など3分野に該当しない資格についてもマイナンバーを利用してデジタル化できないかと思っております。それ以外にもありますが、まだ詰まっていないところもございますので、御紹介できるタイミングが来れば御紹介させていただければと思っております。

2点目の法案の準備状況でございますが、3分野以外への利用範囲の拡大や情報連携の迅速化も含めて、法制局及び関係省庁と調整しておるところでございます。次回のマイナンバーワーキンググループで御紹介できればと思っております。来年の通常国会に向けて頑張りたいと思います。

○落合座長代理 ありがとうございます。一般的な状況は分かりました。

特区の提案との関係で、実際にマイナンバー法の改正がされる予定ということで、施行までは一定程度の期間がかかるのではないかと思います。それまではその3分野に準じるものでなければならぬことになると思います。スーパーシティやデジタル田園健康特区において早めに実装を進めていきたい部分もあります。そういった意味では、特にその3分野に準じるような取り組みについて、例えば、条例を定めて実施をしていただけるように支援を進めていただきながら、サンドボックス的に利用していただきながら、ほかの分野での利用も見据えたものにしていただけないかというのが一つです。それに当たり、委託ができる範囲や委託の条件についても整理を示していただけると進めやすいのではないかと思います。この2点についてはいかがでしょうか。

○木村参事官 ありがとうございます。

まず我々としてはデジタルPMOという仕組みを設けており、自治体との間で情報提供や照会対応を行っております。ほかにもデジタル改革共創プラットフォームというものもございますが、そこでは特定の自治体だけとやりとりをするわけではなく、全自治体の職員が誰でもコメントの発信や閲覧ができるものです。おっしゃっていただいた「準ずる」というのは実は「類する」で、「準ずる」よりも利用範囲は広いと思っておりますが、「類する」かどうかについてもそれらの仕組みの中でアドバイス、技術的助言ができないかと思

っております。なお、御提案の内容はマイナンバー法9条2項の利用範囲の拡大に関するところであり、そこを乗り越えるとなると、やはり特区法や番号法を改正して対応ということですが、番号法が改正されましたらできるだけ早い施行を目指して法改正を行っていきたいと思っております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

先ほど申し上げたのは、おっしゃっていただいたとおり、実装自体を早めるという意味では法令の範囲内で一旦実施した上で、さらに法改正も待つということかと思えます。提案の全部が改正前にできるとは思っておりません。しかし、できる部分も一方であり得るのではないかとも思いますので、そういった部分については、先行的な取組を特区を絡めた形で実施させていただけないかということです。どうもありがとうございました。

○中川座長 それでは、堀委員、お願いします。

○堀委員 御説明ありがとうございます。

今の点にも関連するかもしれないのですが、資料の12ページのところで、つくば市、吉備中央町、加賀市のそれぞれについて、9条2項に基づく条例を制定するというお話がございます。これは、3分類に類する事務という現行法で制限がかかっている中でも、ここで提案されている内容は読めるという整理だということによろしいのでしょうか。「準ずる」と「類する」では「類する」のほうが広いと思えますけれども、ここで言われている提案内容は、9条2項に基づく条例を制定することでできるという解釈でよろしいのか、3分野以外となると限界があるのかなと思っていたものですから、確認をさせていただければと思いました。

○中川座長 デジタル庁、お願いします。

○木村参事官 ありがとうございます。

ヒアリングしたのは2月から3月の時点でございます、それからどのように検討が変わってきたのかを把握できていないところです。実はヒアリングした時点でも頂いた資料から変わっている部分が大分ありましたので、改めて御相談いただいて、どういったことをやりたいのかを含めて確認して判断していきたいと思っておりますが、健康増進などであれば3分野に類するのではないかと考えておるところでございます。

○堀委員 現行法でも条例に定めることで各自治体においてこういうような連携が可能であるというユースケースがもしあるとすれば、そこを例えば、デジタル庁のほうでお示しされるとか、あとは、各自治体によってそれぞれ条例を作っていくということになると思うのですが、それも結構大変だと思いますので、条例がある程度定型化されるなど、デジタル庁だからこそできるというお示しの仕方もあるのかなと思ひまして、御検討いただければと思います。

○木村参事官 情報連携に関しましては個人情報保護委員会で取りまとめたものがあると思ひますので、個人情報保護委員会から紹介することはできるかと思ひます。条例につきましては、ひな形などをお示しして独自利用事務として設定できるようにデジタル庁とし

て支援できればと思っております。

○堀委員 ありがとうございます。

○中川座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、デジタル庁のほうで非常に積極的に御検討、また、精力的に御検討いただいております、次期通常国会を目指してということでございますので是非よろしくお願ひしたいと思ひます。また、委員のほうからもお話がありましたけれども、施行がいつになるかというのはお答えできないと思ひますが、特区を所管する立場としましてはできるだけ早く実装していきたいということもござひますので、例えば、読めそうなものについては救っていくような、あるいは御相談の機会を設けていただくような、そういう場を積極的に使つていただきたいということにつきましても御対応いただければと思ひます。

そして、確認ですけれども、堀委員からありましたように、つくば市、吉備中央町、加賀市につきましては、現行法の9条2項の条例であっても、3月時点でお話をお聞きした時点では、一応条例を作れば現行法でも対応できるという解釈でよろしいかということだったと思ひますが、それはよろしいということでしょうか。

○木村参事官 そこまで具体的に判断をしておりませんので、この場で御回答することは控えさせていただきますと思ひます。

○中川座長 分かりました。

それでは、基本的にはマイナンバー法の改正で御対応いただく、そして、施行までの期間、できるだけその実装を進めるという方向でお願いいたします。

そして、3市町から出ている提案につきまして、具体的に、そもそも現行法の条例で読めるのか等々につきまして、内閣府の事務局のほうで仲介するような形でデジタル庁、それから、それぞれの市町とのコミュニケーションを少し加速していただければと思ひます。

ほかの皆様から何か特段の御発言がなければ終わりたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

それでは、「マイナンバーの利用範囲等の拡大の検討」につきましての国家戦略特区ワーキンググループヒアリングをこれで終わりたいと思ひます。関係者の皆様、どうもありがとうございました。